

# 笠間市ホストファミリー登録制度

## 制度概要

この制度は、国際交流を目的に笠間市を訪れる外国人の支援と、その交流を通して笠間市における国際交流の推進を図ることを目的としてホームステイの受入を希望する市民の方に、ホストファミリーとしてあらかじめ登録をいただき、外国の方がホームステイの利用を希望した場合に、この登録家庭を紹介するものです。

## 受入対象者（ホームステイ利用者）

ご紹介するホームステイ利用者は、原則として笠間市に関係のある団体から市へ依頼や紹介があった外国人のみです。

## 受入期間（ホームステイ利用期間）

原則として2週間以内の滞在とします。ただし、プログラムによっては2週間を超える場合もあります。

## 制度の流れ

### ①登録

#### ●登録要件

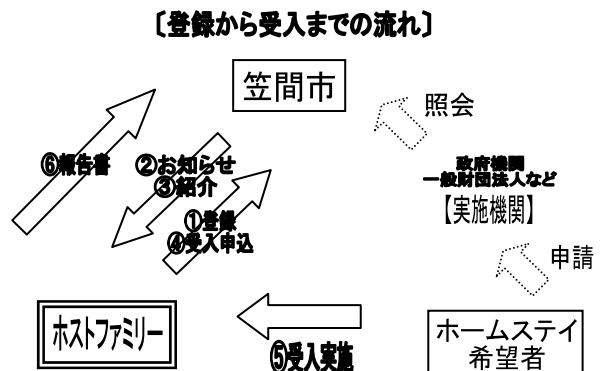
- ・ 笠間市に在住の方。
- ・ 制度の趣旨を理解し、受入について家族全員の理解があり、家族ぐるみで受入ができる家庭。
- ・ ホームステイのために提供できる部屋がある家庭。

#### ●登録期間

- ・ 登録期間は、毎年3月31日までとし、その後、毎年更新することができます。
- ・ 登録期間の途中でも、ご本人の希望により登録を抹消することができます。
- ・ 市がホストファミリーとして不相当であると認めた場合、登録を抹消することがあります。

#### ●登録方法

別紙「笠間市ホストファミリー登録申込書」に必要事項を記入のうえ、笠間市 市民活動課 市民活動グループまでご提出ください。



## ② ホームステイ利用希望に関する情報提供

ホームステイ利用を希望する外国人から、笠間市へホームステイ利用申込みがあった場合に、申し込まれたホームステイ利用希望についての情報を、ご登録いただいた方にお知らせいたします。お知らせの方法は、原則としてメール又は郵送のどちらかを登録時にお選びください。

## ③ ホームステイ利用者の紹介

受入をご希望いただいた方の中から、ホームステイ利用者の希望等の条件と最も合致する家庭を受入先として、ホームステイ利用者をご紹介します。

## ④ ホームステイ受入の申込み

お知らせした内容をご覧いただき、受入を希望される場合、担当あてに「受入申込書」を提出してください。

## ⑤ ホームステイ受入の実施

紹介後、直接ホームステイ利用者と連絡を取り合い、ホームステイの受入をしてください。

なお、ホームステイ紹介までの連絡等は笠間市で行いますが、紹介後、待ち合わせの日時、ホームステイ中の活動などのやり取りについては、直接ホームステイ利用希望者本人と連絡をしていただきます。

また、受入にあたっては、利用者と「ホームステイ利用確認書」等、ホームステイ利用の内容を明示したものを取り交わすようにしてください。

ホームステイの受入終了後、簡単な報告書を提出していただきます。

## ⑥ 費用の負担について

ホームステイ受入に伴う基本的な費用（食費、光熱費等）は原則として受入家庭に負担していただきます。

その他の個人的な費用については、利用者本人が負担します。

なお、必要な費用の補助として、依頼元団体または本人から謝礼をお支払いします。

※その他、ご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

### 【提出・問い合わせ先】

笠間市 市民生活部 市民活動課 市民活動グループ

住所 〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

電話 0296-77-1101 内線 (132・133)